

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、明日香村長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年十月十一日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（航空写真撮影及び数値地形図データ作成）

二 測量の地域 高市郡明日香村

三 測量の期間 令和六年六月十三日から令和七年三月二十八日まで